

大阪府受動喫煙防止対策懇話会設置要綱

(設置)

第1 大阪府の受動喫煙防止対策について、外部有識者を交え、専門的な見地から幅広く意見を聴取することを目的に、「大阪府受動喫煙防止対策懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次の事項について意見の聴取を行う。
(1) 大阪府の受動喫煙防止対策の推進に関すること。
(2) その他、必要な事項

(組織)

第3 懇話会は、学識経験者等、大阪府健康医療部長が委嘱する委員を持って構成する。
2 懇話会の委員の任期は、2年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 懇話会は大阪府健康医療部長が招集し、開催する。
2 懇話会の進行は、座長を定めて行うことができる。
3 委員に支障あるときは、代理人が出席することができる。
4 懇話会には必要に応じて委員以外の関係者を懇話会に出席させ、意見を求めることができる。

(謝礼金等)

第5 懇話会の委員への謝礼金の歳出科目は報償費とする。
2 懇話会の委員の謝礼金は、日額8,300円とする。
3 前項の謝礼金は、出席日数に応じて、その都度支給する。
4 委員のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第6 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
3 前2項の規程に関わらず、委員のうち府に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課において行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、大阪府が定める。

(附則)

本要綱は平成30年8月1日より施行する。